

該者の健康の保持増進のための措置を適切かつ有効に実施を図ることにしています。
この指針によるがん検診等は次のとおりです。

50mSv を超え 100mSv 以下	① 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査
100mSv を超える者	① 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査 ② 甲状腺の検査（3 年から 5 年に 1 回） ③ 胃がん検診 ④ 肺がん検診 ⑤ 大腸がん検診 ⑥ その他検査

(9) 酸等取扱い者の歯科健康診断（安衛則第 48 条）

ア 対象者

歯科健康診断の対象者は、次の物質のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者です（安衛令第 22 条 3 項）。

塩酸 硝酸 硫酸 亜硫酸 氟化水素 黄りん その他歯またはその支持組織に有害な物

イ 実施時期

歯科健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に歯科医師により実施しなければなりません（安衛則第 48 条）。

ウ 健康診断項目

歯科医師により歯牙酸蝕所見の有無を検査します。

(10) じん肺健康診断（じん肺法第 3 条、第 7 条～第 9 条の 2）

じん肺健康診断は、次により実施する必要があります。

1) じん肺健康診断の種類、対象者および実施時期

種 類	対 象 者		実施時期
	じん肺 管理区分	適用の条件	
就業時 (じん肺法 第7条)		〔次に示す者は対象外〕 ・ 以前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者 ・ 1年以内のじん肺健康診断で所見なしまたは管理1の者 ・ 1年以内のじん肺健康診断で管理2または管理3イの者 ・ 6か月以内のじん肺健康診断で管理3ロの者 (じん肺法第7条、じん肺則第9条)	就業時
定 期 (じん肺法 第8条)	常時粉じん作業に従事する労働者	管理1	3年以内ごとに1回
		管理2 管理3	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に常時従事する労働者	管理2	3年以内ごとに1回
		管理3	1年以内ごとに1回
定期外 (じん肺法 第9条)	常時粉じん作業に従事し、安衛法に基づく一般健康診断または特殊健康診断でじん肺の所見があり、またはその疑いがある労働者	管理1またはじん肺管理区分が未決定である者	遅滞なく
	合併症による療養のための休業が不要と診断された労働者	合併症で1年を超えて療養のため休業していた者	遅滞なく
	安衛則に基づく一般健康診断の胸部エックス線検査および喀痰検査において肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の労働者	管理2	遅滞なく
離職時 (じん肺法 第9条の2)	常時粉じん作業に従事し、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めた労働者	管理1	1年以上継続勤務した者 (じん肺則第12条) 前回のじん肺健診からの経過期間が1年6か月以上
		管理2 管理3	離職時
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在粉じん作業以外の作業に常時従事し、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めた労働者	管理2 管理3	

2) 健康診断項目（じん肺則第4条～第8条）

対象者	健康診断項目						
1 全員	① 粉じん作業についての職歴の調査 ② エックス線写真（胸部全域のエックス線直接撮影写真）による検査						
2 有所見者	○ 胸部に関する臨床検査（じん肺則第4条） ・ 既往歴の調査 ・ 胸部の自覚症状および他覚所見の有無の検査						
1) 合併症のない者 合併症に関する検査の結果、治療不要となった者	○ 肺機能検査（じん肺則第5条） ◇ 第一次検査 ・ スパイロメトリーによる検査 ・ フローボリューム曲線による検査						
<table border="1"><tr><td>肺機能検査免除者</td></tr><tr><td>一側の肺野の1／3を超えるじん肺による大陰影の認められる者</td></tr></table> 第二次検査対象者 ・ じん肺による著しい肺機能障害がある疑いがある者 ・ エックス線写真検査で第3型または第4型（AまたはB）の者	肺機能検査免除者	一側の肺野の1／3を超えるじん肺による大陰影の認められる者	◇ 第二次検査 ・ 動脈血ガス分析検査				
肺機能検査免除者							
一側の肺野の1／3を超えるじん肺による大陰影の認められる者							
2) 合併症またはその疑いのある者							
<table border="1"><tr><td>肺結核またはその疑いのある者</td></tr><tr><td>肺結核以外の合併症またはその疑いのある者</td></tr></table>	肺結核またはその疑いのある者	肺結核以外の合併症またはその疑いのある者	<table><tr><td>肺結核またはその疑いのある者</td><td>結核精密検査（医師が必要でないと認める一部の検査は省略可能）（じん肺則第6条） ・ 結核菌検査 ・ エックス線特殊撮影による検査 ・ 赤血球沈降速度検査 ・ ツベルクリン反応検査</td></tr><tr><td>肺結核以外の合併症またはその疑いのある者</td><td>肺結核以外の合併症に関する検査（次のうち医師が必要であると認めるもの）（じん肺則第7条） ・ 結核菌検査 ・ たんに関する検査 ・ エックス線特殊撮影による検査</td></tr></table>	肺結核またはその疑いのある者	結核精密検査（医師が必要でないと認める一部の検査は省略可能）（じん肺則第6条） ・ 結核菌検査 ・ エックス線特殊撮影による検査 ・ 赤血球沈降速度検査 ・ ツベルクリン反応検査	肺結核以外の合併症またはその疑いのある者	肺結核以外の合併症に関する検査（次のうち医師が必要であると認めるもの）（じん肺則第7条） ・ 結核菌検査 ・ たんに関する検査 ・ エックス線特殊撮影による検査
肺結核またはその疑いのある者							
肺結核以外の合併症またはその疑いのある者							
肺結核またはその疑いのある者	結核精密検査（医師が必要でないと認める一部の検査は省略可能）（じん肺則第6条） ・ 結核菌検査 ・ エックス線特殊撮影による検査 ・ 赤血球沈降速度検査 ・ ツベルクリン反応検査						
肺結核以外の合併症またはその疑いのある者	肺結核以外の合併症に関する検査（次のうち医師が必要であると認めるもの）（じん肺則第7条） ・ 結核菌検査 ・ たんに関する検査 ・ エックス線特殊撮影による検査						

じん肺健康診断の実施の詳細に関する書籍には次のものがある。

- ① じん肺診査ハンドブック（1979年改訂、労働省労働衛生課編、中央労働災害防止協会発行）
- ② 産業保健ハンドブックⅣ じん肺 ―臨床・予防管理・補償のすべて―（2011年第2版・追録、和田攻ら編集、産業医学振興財団発行）

3) じん肺エックス線写真の像（じん肺法第4条第1項）

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	じん肺による大陰影があると認められるもの
＊ 第四型には次の区分がある。 第四型 A・・・大陰影が一つの場合はその最大径が1cmを超え5cmまでのもの。数個の場合は個々の径が1cmを超えその最大径の和が5cmを超えないもの 第四型 B・・・大陰影が一つ以上で、Aを超えており、その面積の和が一側肺野の1/3（右肺野相当域）を超えないもの 第四型 C・・・大陰影が一つ以上で、その面積の和が一側肺野の1/3（右肺野相当域）を超えるもの	

※ 「じん肺標準エックス線写真」（厚生労働省・労働衛生課編、中央労働災害防止協会発行）と比較することにより判定する。

4) じん肺管理区分（じん肺法第4条第2項）

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2		エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3	イ	エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第三型または第四型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の1/3以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4		① エックス線写真の像が第四型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の1/3を超えるものに限る。）と認められるもの
		② エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型または第四型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の1/3以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

5) 粉じん作業（じん肺則第2条、別表）

- 1 土石、岩石または鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試験する場所における作業
 - ロ 屋外の、鉱物等を動力または発破によらないで掘削する場所における作業
- 1の2 ずい道等（ずい道およびたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、または傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第3号の2、第9号または第18号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、または積み卸す場所における作業
 - ロ 水の中で破碎し、粉碎し、またはふるい分ける場所における作業
 - ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
- 3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、または積み卸す場所における作業
- 4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。
- 5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、または岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 火炎を用いて裁断し、または仕上げる場所における作業
 - ロ 設備による注水または注油をしながら、裁断し、彫り、または仕上げる場所における作業
- 7 研磨材の吹き付けにより研磨し、または研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物もしくは金属を研磨し、もしくははばり取りし、もしくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水または注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物もしくは金属を研磨し、もしくははばり取りし、または金属を裁断する場所における作業を除く。
- 8 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）またはアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、またはふるい分ける場所における作業（第3号、第15号または第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 水または油の中で動力により破碎し、粉碎し、またはふるい分ける場所における作業
 - ロ 設備による注水または注油をしながら、鉱物等または炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業
 - ハ 屋外の、設備による注水または注油をしながら、鉱物等または炭素原料を動力により破碎し、または粉碎する場所における作業
- 9 セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料もしくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、または積み卸す場所における作業（第3号、第3号の2、第16号または第18号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
- 10 粉状のアルミニウムまたは酸化チタンを袋詰める場所における作業
- 11 粉状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する物を製造し、または加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料またはこれらを含む物を混合し、混入し、または散布する場所における作業（次号から第14号までに掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
- 12 ガラスまたはほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業または原料もしくは調査

物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

- 13 陶磁器、耐火物、けい藻土製品または研磨材を製造する工程において、原料を混合し、もしくは成形し、原料もしくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、もしくは半製品もしくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、もしくは荷造りする場所における作業または窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、または製品を荷造りする場所における作業

ロ 水の中で原料を混合する場所における作業

- 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、もしくは成形し、半製品を炉詰めし、または半製品もしくは製品を炉出しし、もしくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

- 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、または鋳ばり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水もしくは注油をしながら、または水もしくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

- 16 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、またはかき集める作業

- 17 金属その他無機物を製錬し、または溶融する工程において、土石または鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、または鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、または金型に鋳込みする場所における作業を除く。

- 18 粉状の鉱物を燃焼する工程または金属その他無機物を製錬し、もしくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、もしくは堆積した鉱さいまたは灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、または容器に入れる場所における作業

- 19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、もしくは修理し、または耐火物を用いた窯、炉等を解体し、もしくは破碎する作業

- 20 屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、またはアークを用いてガウジングする作業

20の2 金属をアーク溶接する作業

- 21 金属を溶射する場所における作業

- 22 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、または製織する場所における作業

- 23 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、またはマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

- 24 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、もしくは積み卸し、または石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、もしくは包装する場所における作業

じん肺健康診断の流れ

